

# ② 横浜の芸術文化行政の歩みと今後の取り組み

■若狭偉男刀

## 1 はじめに

平成三年六月に市民文化部が設置されてから五年目に入った。当初十数名であった職員も三十五名となり、美術振興財団、文化振興財団も拡充が図られ、芸術文化振興への取り組み体制は整いつつある。

また、文化事業も、美術館や市民ギャラリーでの展覧会開催、区民文化センターや関内ホールでの自主事業、市民の鑑賞事業、彫刻展、ネイラーコレクションの取得・公開等数多く、多彩なものとなり、十三の多様な文化施設の管理運営も円滑に行っている。

文化施設も、既に整備した三館の区民文化センターと平成八年六月に開館する能楽堂をはじめとして、種々の施設整備を順調に進めている。

しかしながら、今日の厳しい社会経済情勢の下では、本来、現代生活に必要な不可欠な「芸術文化」が市民生活や行政運営、民間事業の中で優先すべきものであるとの合意形成はされていない。そのため、文化関連経費は真っ先に経費削減の対象となり、文化予算は縮小され、文化産業への投資やメセナ活動も減退してきている。このことは、「芸術文化」が、スポーツなどに比して間口が広く分かり

にくいこと、発展段階にあることに起因すると思われるが、根本的には日本社会の中にまだ根付いていない現れであろう。

また、全国的傾向として各都市とも財政上、いわゆる「ハコもの」と言われるハードー施設整備は、必要額や年次が明確であり、景気対策等の効果もあるため、比較的予算措置が講じられる。反面、施設運営や事業実施等のソフトは、理念や展望に確立されたものがなく見えにくいのと、将来にわたっての義務的経費が伴うため、なかなか予算化されずらいし、削減されやすい。

本市の文化関連予算を見ても、五年間で三十八億円以上も多く、ハード系に予算化されており、七年度のソフト系は、前年比で三億四千万円も削減されている(表1)。本来、文化事業展開、運営施設数や人件費等増加などを加味すれば、この五カ年はハード系とソフト系の予算が逆転していてもおかしくないはずである。

本市は文化施設が確かに不足しているが、それ以上に各施設を拠点としたソフト展開、人材育成、プログラム作成機能や、市民の活動支援、我が国をリードする国際的芸術文化交流機能等ソフト面の取り組みが不足しており、むしろ、こうしたソフトに対してこそ重

点を置く必要がある。

また、芸術文化に対して行政はどこまでかわるべきか、本来、文化活動は市民が自主的に取り組むものであり、行政や企業が誘導するものではない。しかしながら、平成四年度に実施した「芸術文化に関するニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)でも、約九割の市民が「芸術文化に関してかわるべき」としており(行政が積極的に負担してかわるべき↓五六・九%、負担を少なくしながらかわるべき↓三二%)、芸術文化への動機づけや活動支援等、芸術文化を育てる環境づくりは積極的に言うことが求められている。

したがって、行政の役割は、手助けや支援をすることで全体的に芸術文化振興は図るが、個々の活動内容や団体運営には立ち入ることなく周辺の環境を整備していくことにあると認識している。

こうした様々な背景の中で、今後、本市の芸術文化の振興をどのように展開していくかは非常に難しい問題であり、多くの課題が山積している。こうした厳しい状況であるからこそ、創意工夫し、市民、文化団体、芸術家、活動家、民間企業等と力を合わせるとともに、地域の物的資源を活用して、横浜の特色ある芸術文化振興をはかる必要があると考える。

- 1 はじめに
- 2 芸術文化の特性と市民の文化活動
- 3 本市文化行政の現状と課題
- 4 本市文化行政の歩み
- 5 課題の解決と今後の芸術文化振興  
ー芸術文化マスタープランの策定
- 6 おわりに

表1 文化関連予算の内訳

単位：千円

年度	文化振興事業関連	文化施設整備関連	合計
3	2,044,719	3,900,721	5,945,440
4	2,566,492	2,988,176	5,554,668
5	3,075,652	1,772,080	4,847,732
6	3,039,155	3,025,732	6,064,887
7	2,700,946	5,590,171	8,291,117
計	13,426,964	17,276,880	30,703,844

去る九月二十五日には、市民、劇団、有識者で構成し、演劇を育てる街づくりをめざした横浜演劇センター構想委員会が発足した。こうした動きとも連携、協力する必要性を認識しながら、標記テーマについて述べてみたいと思う。

なお、ここで述べることは、私の見聞きし体験したことを通じて、感じたこと、考えたことを率直に表現した、個人としての主張であることをお断りしておきたい。

## 2 芸術文化の特性と市民の文化活動

芸術文化が基本的に保有する特性がある。また、市民の文化活動にも様々な特色がある。これらを踏まえた上で、適切な環境条件を整備していくことが、芸術文化振興にとって重要である。以下ではポイントになると思われる芸術文化の特性と、市民の文化活動の特色について述べる。

### ① 芸術文化は現代生活の必需品

人に心がある限り、精神的豊かさや安らぎを求めるのは必然であり、その実現には芸術文化が欠かせない。都市一とりわけ横浜のような大都市では、街にモノがあふれ、都市機能として利便性、経済性が重視されてきた。都市化の進展は人を埋没させ、精神的ゆとりや個性を喪失させてきたが、今日、このような状況を変え、人間性の回復を求める動きが盛んになっている。

芸術文化は、人間性を回復する上で重要な役割を担い、現代生活での必需品となってい

る。

精神活動を主とする精神文化と、物や日常生活を中心とする生活文化をどう組み合わせバランスを取っていくかが、市民にとっても、行政にとっても現代生活の重要な課題である。

### ② 芸術文化の属性と市民の文化活動

芸術文化に対する個人の受け止め方は千差万別で、ライフスタイルや価値観、周辺環境等により、関心の度合いや活動内容も様々である。

芸術文化には下記のような基本属性があり、その概念や活動水準についての見解、基準が不鮮明であるため、最終的には「好みの問題」にならざるを得ない。また、作品に時代や社会が反映されたり、活動内容が余暇時間や資金の程度で変化するなど、社会経済情勢の影響を受けやすい。

そのため、演奏会や美術鑑賞、創作活動等を契機に、日常的に活動を実践するようになる人もいれば、その場限りになる人もいる。続ける意志があっても状況が許さずできない人もいるし、時間と金の浪費だとする人もいる。全く無関心の人や、逆に「芸術文化至上主義」の人もある。一般的には、日常生活の合間に非日常的活動として、鑑賞なり、創作活動なりを行う市民が多い。

美術工芸、音楽、舞踊、演劇、映像、文芸等あらゆる分野で、市民は様々なレベルで、鑑賞、練習、創作、発表等の文化活動を徐々にあるが活発化させてきている。

### ③ 市民の活動の特色

芸術文化は、美術工芸、音楽・演劇・舞踊、映像・写真、文学・文芸等、様々な分野があるうえ、分野の分け方自体にも種々の見解がある。活動内容でもいくつかの特性があり、行政や民間が活動拠点の整備や支援策等の環境づくりを進める場合に、考慮すべき重要な点となる。

#### ⑦ 鑑賞行動と表現行動

芸術文化活動は、公演やイベントに出かける鑑賞行動と、自ら創作したり練習したりする表現行動に大きく分けられる。

ニーズ調査では、鑑賞行動は多くの市民が行っているが頻度は少なく、表現行動は行う人は少ないが活動頻度は多いことが明らかになっている。これは、鑑賞行動がたまにコンサートや観劇に出かけるなど非日常的であるのに対し、表現行動は毎週、日を決めて練習するなど日常的なものであることによる。また鑑賞行動では、多様なジャンルを多頻度に鑑賞したいという欲求が強いが、表現行動では、複数のジャンルを行うよりも一つのことを長く継続したいという欲求が強い。

#### ⑧ 鑑賞行動上の特性

音楽、舞踊、演劇等を鑑賞する場合、定められた時刻までに入場しなければならず、終了までの一定時間が必要になる。一方、美術工芸、文芸等の展覧会は空いた時間に自分の都合に合わせて好きなだけ鑑賞できる。言い換えると、前者はピンポイントタイムとして時間の制約があり、後者はフリータイムとして自由度が高いという特性がある。

#### ⑨ 創作行動上の特性

### 芸術文化の基本属性

- ・時代や社会を反映。
- ・個人の価値観により左右。
- ・絶対評価できる基準がなく価値観による相対評価  
→客観的に基準なし
- ・社会経済情勢の変化の影響大
- ・一般的に不採算性大。
- ・まちづくりや経済など多要素との関連性強い  
→文化は都市のインフラ
- ・文化自体が変化し、盛衰する。

音楽や演劇はグループによる練習、発表等の活動が多く、反対に美術工芸系はほとんどが個人の創作活動であり、文芸がその中間と考えられる。

こうした分野の特性を考慮せず一緒に扱うことでの弊害もあり、分野別に対応することが望ましいことも多い。特性を生かした対応が今後の芸術文化振興上の一つの課題でもある。

#### ④ 一本音と建前が使い分けられる芸術文化

芸術文化の必要性や重要性について否定する人は少なく、「何か活動をしたいか」とたずねればほとんどの人が「はい」と答える。「芸術文化」という言葉は多用され、多くの人々が意義を認め、理解と協力を惜しまず、振興の必要性を強調する。

しかし、ニーズ調査を見る限りでは、芸術文化活動が実際に行われる率は極めて低く、3%文化と言われるのも無理はない。平日における自由時間の過ごし方を見ると、ほとんどが「人付き合い」か「テレビ・団欒」であり、必ずしも時間がないから文化活動をしていない訳ではなさそうである(表1-2)。

本音と建前を使い分けているようだが、こうした状況にあるからこそ、本当の意味で市民の価値観が実際の活動につながるよう、動機づけや活動への環境づくりを進めていく必要がある。

### 3 一本市文化行政の現状と課題

本市は人口三百三十万の我が国第二の大都

市で、湾岸都市軸の結節点として首都圏に位置するとともに、開港以来の個性ある文化資源も豊富にあり、海外では国際文化都市としての評価や期待が高まってきている。

以前は東京のベッドタウンの色彩が強かったが、脱東京施策が少しずつ功を奏し、市民の通勤・通学先の五七・六%が市内であり、東京に通勤・通学するのは全体の二七%に満たなくなった。また、通勤・通学の所要時間も約三分の二が片道一時間未満となっている(ニーズ調査から)。

こうした状況から、特色ある芸術文化のための素地は十分あると思われる。

前節では芸術文化と活動の一般的な特性を見てきたが、本市での状況はどうか。以下、ソフト、ハードそれぞれについて「ニーズ調査」の結果等をもとに現況を整理した上で、今後の芸術文化振興を図るために必要な課題を列挙する。

#### ① 一本市の現況

##### ⑦ ソフトの現況

① 市民の「演劇・ミュージカル・舞踊」鑑賞の場は七割が東京都内である。

② 本市の文化団体の総数は千六百以上

③ 各施設ともプログラム製作を担保できる施設機能、スタッフ確保等が不足している。

④ 本市の文化事業は「鑑賞機会の提供」が最も多く、次いで「発表機会提供」「学習機会提供」の順である。自主事業の企画実施が大半であり、音楽、美術工芸分野が多い。実施場所は公立施設中心で、事業費の規模は過半数が百万円以下。

⑤ 市民の鑑賞行動で行った割合が高いのは、映画(五三・一%)、美術(三八%)、ポピュラー音楽(三三・九%)の順(図1-1)。表見行動では、過去の経験では音楽関連が高いが、現在やっているのは全分野を足しても約二〇%しかない。

⑥ 市民が「行政が重点的に取り組むべき」としているのは「市民が参加できる教室等の開催」(三二・七%)、「高度な芸術文化の鑑賞」(二九・四%)であり、ハード主体の施策とズレがある。

⑦ 公的援助や人材育成に対する市民ニーズは十数%あるが、行政の対応とはギャップがある。

⑧ 鑑賞の阻害要因は「入場券が高い」が最高(四一・一%)で、次いで「鑑賞の場所が自宅から遠い」(二七・七%)である。表見行動では「時間があまりとれない」(四三・四%)、「受講料等が高い」(二〇・四%)となっている。

#### ① ハードの現況

① 区民の身近で総合的な文化活動拠点や、方面別地域の特色ある文化振興を図る中心施設の整備が進んでいない。

② 横浜らしき、国際性を担う施設が未整備

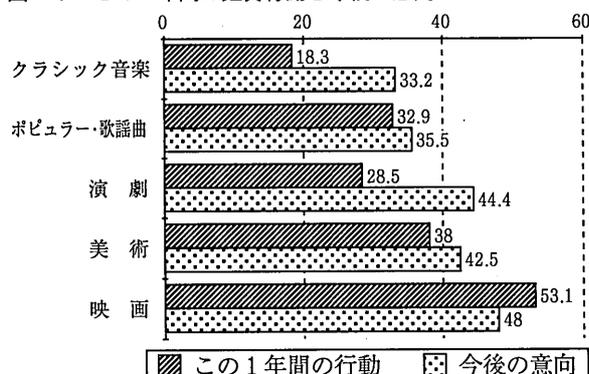
③ 文化施設総体としては、絶対量が不足の上、都心部に集中している。

④ 質の高い音楽、演劇を鑑賞できる専門文化ホールが不足している。(計画は多い)

⑤ 古典芸能を除いて、芸術文化振興のためのセンター機能が未整備である。

⑥ 文化の生産発信、流通を担う施設機能やスタッフ確保がされていない。

図一 この一年間の鑑賞行動と今後の意向



表二 平日の余暇活動平均時間

	男性	女性
仕事のつき合い	0.10	0.01
個人的つき合い	0.06	0.25
家族との対話	0.11	0.17
学習	0.12	0.09
見物・鑑賞・映画	0	0.05
スポーツ活動	0.08	0.06
稽古ごと・芸術文化活動	0.01	0.07
その他の趣味	0.08	0.13
テレビ	1.32	1.48
新聞	0.09	0.11
休息	0.16	0.20
その他	0.26	0.37
自由時間行動計	3.20	4.21

「芸術文化に関するニーズ調査」から作成 (数値は時間 分)

- ⑦街づくり、地域の特性と一体となった施設整備が不十分である。
- ⑧文化施設についての整備理念、施設体系、整備計画は整理済み

## ② 文化振興上の課題

これらの現状から考えて、次のような課題が上げられる。

- ①将来的な施設運営経費が肥大化の一途になり、これに対応した運営方法や負担区分の工夫、整理が必要である。
- ②利用形態に合った柔軟な施設運営（開館時間延長、フレキシブルな対応等）
- ③各施設における十分なソフトプログラムの提供
- ④多様化したニーズに見合う施策の構築
- ⑤文化団体、楽団、劇団等への稽古場、練習場の確保、提供
- ⑥舞台装置、音響、調光、大道具小道具製作、ステージマネージメント等担い手の早期養成・確保
- ⑦現行の各種文化事業の根拠、意義、相互関連等の基礎となる芸術文化振興全体にかかるソフト施策の体系化や文化行政の総合調整基準の明確化
- ⑧区域、方面別地域における文化振興の方向性の確立
- ⑨美術振興財団、文化振興財団の役割、守備範囲の再整理、明確化
- ⑩我が国の芸術文化振興をリードする大都市としての施策の構築、打ち出し
- ⑪芸術文化を主要なコンセプトとした魅力ある街づくり

- ⑫文学・文芸分野への対応の充実
- ⑬横浜の「芸術文化」の研究への取り組み
- ⑭隣接各都市と連携した文化振興（隣接区域への相互補完、機能連携）
- ⑮神奈川県や民間施設との役割分担、ネットワーク

## 4 一本市文化行政の歩み

前節で様々な課題を提示した。中には、比較的新しいものもあるが、長年の懸案となつているものも多い。課題への取り組み方法の一つとして組織の改編がある。もちろん、改編には様々な理由がからむが、文化関連の組織替えが過去何度も実施されている。

横浜市に文化担当の専門セクションが設置されてから現在までの組織の変遷と、運動して変化してきた事業内容の詳細は表1-3のとおりであるが、主要な動きを抜き出してまとめてみると次のようになる。

- ①一九七九年（昭和五十四年）、企画調整局に文化問題等担当が産声をあげた。
- ②一九八二年（昭和五十七年）には市民局に市民文化部の前身となる市民文化室が設置された。
- ③五年後の一九八七年（昭和六十二年）、本市の美術振興の中心組織として、また横浜美術館の管理運営を担う目的で、横浜市美術振興財団が設立された。
- ④一九九一年（平成三年）には、本市の音楽演劇分野等の文化振興と種々の文化施設の管理運営を担う目的で、横浜市文化振興財団が設立され、美術振興財団と合わせて、本市の

すべての分野の芸術文化振興を推進する体制が整備された。

- ⑤一九九二年（平成四年）、文化事業課が文化行政の一元化の下に教育委員会から市民局へ移管され、市民文化部は三課体制となった。これにより、市民の鑑賞事業、国際招待ピアノ演奏会、大佛次郎記念館運営等の文化事業が市民文化部の所管となり、文化施設の整備、音楽・演劇・文学等の文化事業、文化行政の企画振興、調整機能を併せて持つことになった。

⑥一九九三年（平成五年）には、市民ギャラリーが移管され、美術館と併せて美術工芸分野の事業と施設の双方を担うこととなった。

⑦一九九四年（平成六年）、市民局が所管していた区民文化センターが、地域と密着した文化振興を図るため区役所に移管された。

⑧同年、残念なこと一九八七年（昭和六十二年）に設置された区地域文化振興担当が廃止され、区域の文化振興が文化振興財団に依存する傾向が強まった。本来は、区域の総合行政の観点から区役所も積極的な文化振興を図っていくことが望ましい。

このように文化行政は、毎年のように組織改革や、多くの文化事業、施設の新設・移管等があったため、組織と事業が急速に拡大され、市民文化部と美術振興財団、文化振興財団との役割分担や機能連携、両財団の自主財源の確保が課題になりつつある。

また、市民局の所管事業以外にも、都市計画局関連のウォーマッド、ニカフ、歴史的建造物の活用、経済局の産業文化、ファッション

表1-3 横浜市文化施策年表

年度	主な文化施策	施設整備等	文化事業等	行政組織等	備考
昭和54				企画調整局文化問題等担当課長設置	昭和27 横浜文化賞設置 昭和43 文化庁設置
昭和56	文化問題懇談会「提言」 文化基金条例施行 「よこはま21世紀プラン」策定				
昭和57				市民局市民文化室設置	
昭和58	文化振興協議会「意見報告」				ドイツニラッド・オラシタ料オニアン
昭和59		久真歌能舞台寄贈			
昭和60	文化基本構想策定				
昭和61		関内キール開館 久真歌能舞台整備 S.T.Sポット開館		美術振興財団設立 区地域文化振興担当設置	ハイビジョン普及支援センター設立
昭和63			横浜彫刻展		
平成元 平成2	横浜美術館条例施行	横浜美術館開館 旭区民文化センター開館		文化振興担当、施設建設 担当の2課長設置 文化振興課・文化施設課 の設置、文化振興財団設立 文化事業課の移管設置	横浜博覧会 芸術文化振興基金設立（国） 企業メセナ設立 第1回アートマネージメント国際会議
平成3		岩間市民プラザ開館	横浜文化賞奨励賞設置		
平成4		関内キール、吉野町市民プラザ移管			
平成5	区民文化センター条例施行 「ゆめはま2010プラン」策定	イギリ文館、大佛記念館移管 緑、泉区民文化センター開館 市民ギャラリー移管 大倉山記念館移管	第1回ラジス映画祭 ヨコハマジャズプロムナード		神奈川県芸術文化財団設立 「地域文化の振興に関する調査研究会」 （自治省設置）
平成6			横浜文化賞の事務移管	区地域文化振興担当廃止	

ン、教育委員会の文化財関連等、文化事業は数多く、これらとの相互連携、調整が必要である。その調整軸となる芸術文化に関する総合的な指針の早期策定が待たれている。

こうした総合的指針の策定は、全国的にも重要な課題となっており、各都市もこぞって取組みをしているが、指定都市では平成六年度に大阪市が策定をおえただけである。

### 5 課題の解決と今後の芸術文化振興 — 芸術文化マスタープランの策定

平成六年十二月に策定された「ゆめはま2010プラン」では、芸術文化について、「リーディングプランの一つとして」「アートシティ横浜プラン」が位置付けられるとともに、プラン32の中でも「個性的な市民文化の創造」が示されている。全庁的に合意された基本的方針のもとで関係部局が連携するとともに、市民、企業と協力して、総合的に芸術文化の振興を推進していくこととなる。

そして、具体的施策として、アートシティ横浜の形成を実現するため、「芸術文化マスタープラン」を六年度から三カ年で策定する方向で取り組みを進めてきている。

芸術文化マスタープランは、ゆめはま2010プランを具体化し、ソフト分野を中心に芸術文化の基本的方向（ソフト施策の体系化）や前述してきた課題に対する解決の方向と具体的施策例を提示するとともに、優先して取り組むべき重点事業について、モデル的に事業内容、事業化の方法等を提案するものである（図-2）。

これにより、現行事業の根拠づけや各局にまたがる文化事業の結び付けが明らかになり、本市の芸術文化振興を総合的に推進することが可能となる。

策定後は、マスタープランをもとに、個別の施策について条制制定や基本構想等の事業化への取り組みを進める。同時に、審議会等、恒常的に芸術文化振興上の課題に対処できる組織の設置や、推進体制の整備を進めていくことが重要である。

### 6 おわりに

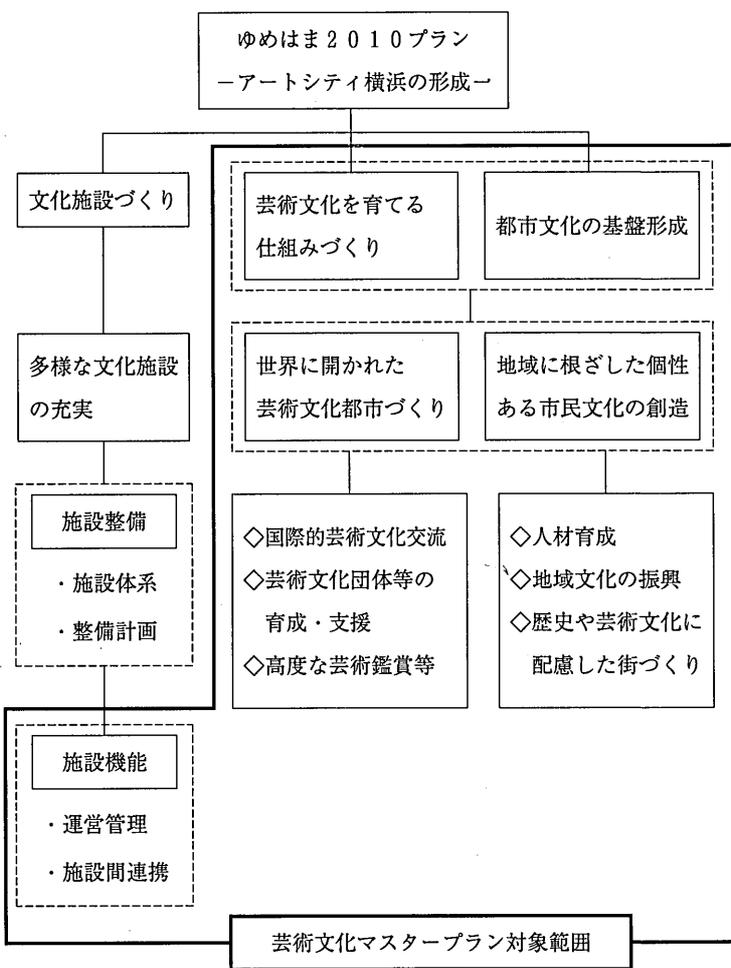
「文化」を英語で「カルチャー」と言うが

「カルチャー」は、本来、「耕す」という意味を持つ。行政は市民とともに、芸術文化が育つ風土と環境づくりのため耕し、そこに市民が文化の花を咲かせ、実を結ばせて、横浜の個性ある芸術文化が創造されていくことが、真の芸術文化振興と思う。

これまで述べてきたとおり、芸術文化の振興は、今日の重要な行政課題であるが、行政のかかわり方が本場に難しい。本テーマを記述しながら今の仕事の大変さを改めて感じ、今後も最善を尽くす意を強くした。市民を始め、関係者の皆さんのご協力をいただきたいと思います。

△市民局文化振興課課長補佐▽

図-2 芸術文化マスタープランの位置づけ



#### 芸術文化マスタープランの概要

- (1)ゆめはま2010プランを具体化し、本市芸術文化振興の基本的方向を明確にする行政の 総合的基本プラン
- (2)芸術文化振興の課題の解決方向や具体的施策を提示する アクションプログラム
- (3)本市の芸術文化振興を特色づける 優先的的重点施策を打ち出し、具体化の手順等を示すモデルプラン

#### 【プランの主な内容】

- (1)芸術文化振興の視点及び基本的方向の整理（ソフト施策の体系化）
- (2)芸術文化振興上の課題に対する解決方法と具体的施策例の提示
- (3)優先して取り組むべき重点施策の選定・提案
- (4)(3)の事業内容、事業化の手順・方法、必要条件の提示（具体化のモデル）
- (5)プランの実行を担保する官民の役割分担、財源確保・推進体制等の整理